

令和3年8月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結いホール 令和3年8月23日(月)

2. 出席委員(14人)

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	大福	富一
委員	3番	伊地知	幸弥
委員	4番	三島	武己
委員	5番	今井	博美
委員	6番	盛田	照江
委員	7番	久富	康之介
委員	8番	山田	定美
委員	9番	玉野	政仁
委員	10番	谷山	健一郎
委員	11番	徳永	孝男
委員	12番	村山	俊夫
会長代理	13番	川畑	善美
会長	14番	野村	栄治
推進委員		加納	秋一
推進委員		早川	直
推進委員		田浦	克吉
推進委員		東	秀光
推進委員		川間	哲志
推進委員		重村	安治
推進委員		外山	安孝
推進委員		亘	幸世
推進委員		大江	義仁
推進委員		前田	洋一

3. 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可について

議案第24号 和泊町農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について

議案第25号 和泊町農用地利用集積計画(中間管理事業)の作成について

議案第26号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

5. その他

① 遊休農地等の見直しについて

② 令和3年度鹿児島県農業委員会大会の延期について

令和3年8月31日 → 令和4年2月1日

③ 次期総会について

日時：令和3年9月22日(水)午前9時～

場所：和泊町役場(結いホール)

議案提出締切日：9月15日(水)午後5時まで

現地確認調査日：9月16日(木)午後2時から

議案発送日：9月17日(金)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子

事務局次長 西村 雄次

事務局主査 大坪 忠仁

10:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和3年8月期和泊町農業員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。また農地利用最適化推進委員10名の皆様も同席しております。最後まで宜しくお願い致します。それでは、会長からのあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。7月末、会長・局長会が鹿児島で開催されたので出席してきました。SSTVで農業者年金PR動画が流れていました。撮影お疲れ様でした。1人でも多くの加入推進に繋がればと思います。撮影お疲れ様でした。
事務局	はい、ありがとうございました。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思っております。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。大福委員、伊地知委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第23号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。今月は8件申請が上がっており、受付順で議案を作っています。申請番号1 権利の種類が所有権の移転で有償となります。土地の所在が玉城字長竿〇〇 普通畑 農用区域域内 1,773㎡ 譲渡人が玉城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が根折〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が譲渡人が資金が必要との事での今回処分したいとの事です。受け手は経営規模拡大の為となっております。全面積で〇〇万円です。申請番号2 権利の種類が所有権の移転、

有償となっております。土地の所在が根折字中原〇〇 普通畑 農用地区域内 2,507㎡ 他1筆 合計面積5,150㎡ 譲渡人が根折〇〇番地の〇〇氏で、譲受人が根折〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が譲渡人が資金が必要との事との事です。受け手の経営規模拡大の為に、全面積で〇〇万円となっております。申請番号3 権利の種類が所有権の移転、有償になります。土地の所在が和親畠〇〇 現況畑となっており 農振地域 311.81㎡ 他5筆 合計面積12,192.81㎡ 譲渡人が玉城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が根折〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が譲渡人が資金が必要との事での売買となっております。受人は経営規模拡大のためとなっております、全面積で〇〇万円です。申請番号4 権利の種類が所有権の移転で、こちらは無償となっております。土地の所在が古里臼久原〇〇 普通畑 農用地区域内 695㎡ 譲渡人が神戸市在住の〇〇氏、譲受人が古里〇〇番地の〇〇氏です。申請事由が贈与となっております。申請番号5 権利の種類が所有権の移転でこちらも無償となっております。土地の所在が皆川真界場〇〇 普通畑 農用地区域内 2,085㎡ 他1筆 合計面積3,147㎡ 譲渡人が古里〇〇番地の〇〇氏、譲受人が古里〇〇番地の〇〇氏、申請事由が贈与になります。申請番号6 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が大城大津美田〇〇 普通畑 農用地区域内 2,265㎡ 譲渡人が大城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が大城〇〇番地の〇〇氏、全面積で〇〇万円です。申請事由が経営規模拡大の為に、農業委員のあっせんによる売買になります。申請番号7 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が皆川真界場〇〇 普通畑 農用地区域内 638㎡ 譲渡人が神戸市在住の〇〇氏、譲受人が古里〇〇番地の〇〇氏で、申請事由が経営規模拡大の為に、全面積で〇〇万円です。申請番号8 権利の種類が所有権の移転になります。土地の所在が根折〇〇 現況畑 農用地区域内 1,838㎡ 譲渡人が内城〇〇番地の〇〇氏、譲受人が根折〇〇番地の〇〇氏、全面積で〇〇万円です。申請事由が譲渡人が資金が必要との事での売買となっております。受人の経営規模拡大の為に、以上8件、現地確認は、農業委員、推進委員の皆さんにお願いしてあります。これらの申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる為、許可要件すべてを満たしていると考えられます。審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、申請番号1, 2, 3と8の補足説明を山田委員お願いします。

山田委員

補足説明をします。3番は反当り〇〇万円と安いと思いますが、和の畑は斜めになっており耕作には使いにくく、仁志の畑は海岸沿いでソルゴーかさとうきびしか作付け出来ないような所のため。2番はちょっと安いがいい畑。8番は半崎の上の方の畑で、ここも斜めになっており耕作するには使い勝手が悪いような畑。現在さとうきびが植えてありました。〇〇氏に登記を勧めたら快く承諾してくれて、年内に残りのものも登記したいとの事でした。宜しくお願い致します。

谷山委員	土地を買い求めているみたいだが，自分で耕作しているのか。
山田委員	はい，頑張って農業をしています。
谷山委員	大城でも1筆購入して，自分で耕作しないで人に貸している。少し引っ掛かるが，本人が頑張る気なら結構だが。
事務局	譲受人から相談がありました。今回いくつも申請が上がってきているのは，畑を購入してから所有権移転をしてなかったためで，所有者の方が困っていた。税金も毎回払うのはおかしい。
議長	他にありませんか。 （なしの声） それでは，採決します。許可に賛成の方は挙手をお願いします。 （全委員 挙手） 全委員賛成ということで許可します。それでは，議案第14号 農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。事務局，お願いします。
事務局	はい，それでは，皆さんのお手元にお配りしてあります，利用権設定集計表に沿いまして，議案第24・25号をまとめて説明させていただいてもよろしいでしょうか。 （了解の声あり） それでは，お配りしてあります利用権設定集計表をご覧ください。まずは，議案第24号の相対契約が6件です。その内，賃貸借が4件，合計契約面積が12,054㎡です。使用貸借2件で，契約面積が28,806㎡です。次に，議案第25号の公社との契約は4件で，うち賃貸借が2件，合計契約面積が9,959㎡です。使用貸借の契約は2件で，合計契約面積が4,933.86㎡です。契約全面積が，55,752.86㎡になりました。相対契約の中の使用貸借について説明します。申請番号6番は，遊休農地の解消の為という事で，隣接地を耕作していた〇〇氏にあっせんして使用貸借の契約になりました。申請番号11番は，みなし耕作の解消という事で，親子間の契約でしたので，使用貸借の契約になりました。申請番号12・13番も同じ理由になります。申請番号14番は，相続未登記地で，親族が耕作できないという事で使用貸借でもいいので誰かに使って欲しいとの申し入れがありこの契約になりました。以上の契約は，農業

	経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。審議をお願いします。
議長	それでは、議案第24号の1から10番までで、補足説明、質問等はありませんか。
事務局	契約更新の場合は、説明はいらないのですが、新規契約の場合は、あっせん委員の方から契約の経緯の説明をお願いします。
議長	それでは、申請番号3番の補足説明をお願いします。
東委員	はい、みなし耕作解消の為の契約です。以上です。
議長	次に、申請番号5番の補足説明をお願いします。
川畑委員	はい、こちらもみなし耕作解消の為の契約になります。以上です。
議長	申請番号6番11番12番13番14番の説明は事務局からありましたので、7番8番9番の説明をお願いします。
村山委員	3つの契約ともみなし耕作解消の為の契約になります。以上です。
議長	質問はありませんか。
大福委員	申請番号9番ですが、反当りの金額が安すぎるのではないですか。
村山委員	登記簿上の面積は、6,779㎡となっておりますが、実際には原野や山林を含んでいまして、耕作可能面積が4,000㎡程になってしまうのでこの金額になりました。以上です。
議長	他に質問等はありませんか。 (なしの声) 議案第15号についての補足説明、質問等はありませんか。
亘委員	申請番号1番と2番の説明をします。全筆谷山〇〇番地の〇〇氏が耕作していましたが、体調を崩してしまい耕作できなくなってしまいましたので、

	<p>全筆まとめて株式会社〇〇との契約になりました。申請番号1番の反当りの金額が安い理由としましては、畑の条件が大変悪いからです。以上です。</p>
事務局	<p>申請番号3番と4番の説明をします。前耕作者は、農業法人〇〇でしたが、生産活動を中止してしまったため、和泊〇〇番地の〇〇氏が後を受けて耕作していました。今回、耕作者変更という形での契約になりました。以上です。</p>
議長	<p>質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、採決します。議案第14・15号併せて許可に賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員 挙手)</p> <p>全委員、賛成という事で、許可します。次に、議案第26号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい。売りのあっせん申し出が1件上がっています。整理番号1 土地の所在が和泊字大赤平〇〇 普通畑 3,256㎡ 他3筆 合計面積6,733㎡ 申出者は、横浜市在住の〇〇氏で、売買希望価格は〇〇万円～〇〇万円をお願いします、とのことでした。審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1のあっせん委員を三島委員・平田委員・加納委員・田浦委員をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>次、買いたいのおっせんの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。整理番号1 土地の所在が、和泊字貞理〇〇 普通畑 1,876㎡ 他1筆 合計面積 5,272㎡ 申出者が、和泊〇〇番地の〇〇氏です。希望価格が相場をお願いします、とのこと。認定農業者申請中であっせん譲受候補者名簿への登録予定であります。整理番号2 土地の所在が、畦布字名川〇〇 普通畑 1,860㎡ 他5筆 合計面積 6,735㎡ 申出者が、畦布〇〇番地の〇〇氏です。希望価格は相場をお願いします、とのこと。認定農業者であっせん譲受候補者名簿への登録があります。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明を聞きますと、保留にした方がいいのではないかと</p>

	事ですが， どうでしょうか。
今井委員	よくわからないのですが， 5月の総会で売りのあっせんが上がっていた土地をまだあっせんしていないのになぜ買いたいあっせんが上がってきているのですか。もし， 買いたい人がいるならその人にあっせんしたらいいのではないですか。
議長	売りたいと買いたい両方が揃った方が理想だからですね。この案件をなぜ保留にした方がいいかという転用が絡んでくるので5条で申請してもらおう方がスムーズにいくと思うからです。平田委員， この話を聞いてませんでしたか。
平田委員	買いたい方の身内の方から話がありましたので， 事務局で買いのあっせんを出してくださいと案内したのですが， 家を建てたいという事は聞いていませんでした。
議長	平田委員， すぐに家を建てたいのか〇〇氏に確認をお願いします。という事で， この案件は保留にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声) 次に， 借りたいあっせん申出の説明について， 事務局をお願いします。
事務局	はい， 借りのあっせん申し出が1件上がっています。整理番号1 希望の土地の所在が， 和泊・和・喜美留・出花・伊延・畦布， 希望面積が2,000㎡， 希望価格が相場で， とのことで認定農業者で手々知名〇〇番地の〇〇氏より上がってきています。名簿登録もあります。以上です。
議長	それではあっせん委員を平田委員。加納委員・大福委員・伊地知委員・川畑委員・東委員・三島委員に指名します。よろしいでしょうか。 よろしければ挙手をお願いします。 (全委員挙手) それでは決定します。7名の委員の皆さんあっせんをお願いします。
谷山委員	今， 夏植えのキビがまだ植えてありまして， それを収穫してからまた考えたいとのことでした。以上です。
議長	それでは， 次， 合意解約の報告をお願いします。

事務局	はい，合意解約の報告をします。整理番号1利用権の設定をした者が，和〇〇番地の〇〇氏，利用権の設定を受けた者が和〇〇番地の〇〇氏です。解約の理由としましては，所有権の移転の為です。以上です。
議長	以上を持ちまして，本日の総会を終わります。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年8月23日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_